
平成21年 第3回（定例）由 布 市 議 会 会 議 録（第5日）

平成21年9月9日（水曜日）

議事日程（第5号）

平成21年9月9日 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 報告第7号 | 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について |
| 日程第2 | 報告第8号 | 平成20年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について |
| 日程第3 | 報告第9号 | 平成19年度由布市一般会計継続費精算報告書について |
| 日程第4 | 議案第70号 | 由布市住民自治基本条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第71号 | 由布市一般旅券発給等事務証紙等購買基金条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第72号 | 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第73号 | 由布市娯楽レクリエーション地区内の建築制限の緩和に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第74号 | 由布市水道事業の設置に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第75号 | 市道路線の廃止について |
| 日程第10 | 議案第76号 | 市道路線の認定（高津透内線）について |
| 日程第11 | 議案第77号 | 市道路線の認定（庄内湯平線）について |
| 日程第12 | 議案第78号 | 市道路線の認定（長宝中央線）について |
| 日程第13 | 議案第79号 | 平成21年度由布市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第14 | 議案第80号 | 平成21年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第81号 | 平成21年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第82号 | 平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第17 | 議案第83号 | 平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 議案第84号 | 平成21年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第19 | 議案第85号 | 平成21年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第20 | 議案第86号 | 平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第21 | 議案第87号 | 平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第22 | 議案第88号 | 平成21年度由布市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第23 | 認定第1号 | 平成20年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書の認定について |

日程第24 認定第2号 平成20年度由布市水道事業会計収支決算書の認定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第7号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
- 日程第2 報告第8号 平成20年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第3 報告第9号 平成19年度由布市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第4 議案第70号 由布市住民自治基本条例の制定について
- 日程第5 議案第71号 由布市一般旅券発給等事務証紙等購買基金条例の制定について
- 日程第6 議案第72号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第73号 由布市娯楽レクリエーション地区内の建築制限の緩和に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第74号 由布市水道事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第75号 市道路線の廃止について
- 日程第10 議案第76号 市道路線の認定（高津透内線）について
- 日程第11 議案第77号 市道路線の認定（庄内湯平線）について
- 日程第12 議案第78号 市道路線の認定（長宝中央線）について
- 日程第13 議案第79号 平成21年度由布市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第80号 平成21年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第81号 平成21年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第82号 平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第83号 平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第84号 平成21年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第85号 平成21年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第86号 平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第87号 平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第88号 平成21年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 認定第1号 平成20年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書の認定について
- 日程第24 認定第2号 平成20年度由布市水道事業会計収支決算書の認定について
-

出席議員（25名）

1 番	小林華弥子君	2 番	高橋 義孝君
4 番	新井 一徳君	5 番	佐藤 郁夫君
6 番	佐藤 友信君	7 番	溝口 泰章君
8 番	西郡 均君	9 番	渕野けさ子君
10 番	太田 正美君	11 番	二宮 英俊君
12 番	藤柴 厚才君	13 番	佐藤 正君
14 番	江藤 明彦君	15 番	佐藤 人巳君
16 番	田中真理子君	17 番	利光 直人君
18 番	久保 博義君	19 番	小野二三人君
20 番	吉村 幸治君	21 番	工藤 安雄君
22 番	生野 征平君	23 番	山村 博司君
24 番	後藤 憲次君	25 番	丹生 文雄君
26 番	三重野精二君		

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長	野上 安一君	書記	衛藤 哲雄君
書記	馬見塚量治君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	清水 嘉彦君
教育長	清永 直孝君	総務部長	吉野 宗男君
総務課長	工藤 浩二君	財政課長	長谷川澄男君
総合政策課長	相馬 尊重君	防災安全課長	河野 眞一君
税務課長	飯倉 敏雄君	収納課長	工藤 敏君
監査・選管事務局長	佐藤 忠由君	会計管理者	佐藤 利幸君
産業建設部長	佐藤 省一君	契約管理課長	渡辺 定君
農政課長	志柿 正蔵君	建設課長	房前四男美君
水道課長	目野 直文君	都市・景観推進課長	若林 純一君

健康福祉事務所長	…………	秋吉 敏雄君	環境商工観光部長	…………	平野 直人君
環境課長	……………	溝口 博則君	商工観光課長	……………	松本 文男君
挾間振興局長	……………	米野 啓治君	庄内振興局長	……………	佐藤 和明君
湯布院振興局長	……………	佐藤 和利君	湯布院地域振興課長	………	古長 雅典君
教育次長	……………	島津 義信君	消防長	……………	浦田 政秀君
代表監査委員	……………	佐藤 健治君			

午前10時00分開議

○議長（三重野精二君） 皆さん、おはようございます。議員及び市長を初め執行部各位には、連日本会議になりますが、本日もよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は25人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで執行部より議案及び答弁等についての訂正の申し出がありますので、説明を求めます。

まず、産業建設部長、次に環境商工観光部長、次に総務部長の順でお願いをいたします。

○産業建設部長（佐藤 省一君） おはようございます。産業建設部長でございます。建設課より提出いたしました議案第76号につきましては、市道路線の認定高津透内線につきまして、起点、終点が間違っておりました。正しくは起点、由布市庄内町西長宝1794番3地先、終点、由布市庄内町西長宝505番1地先でございます。差しかえをお願いしたいと思います。今後このようなことのないように気をつけたいと思います。

○環境商工観光部長（平野 直人君） 環境商工観光部長でございます。昨日太田議員の質問に対しまして、市長の答弁で国民保養温泉地の範囲を塚原、湯平、由布院温泉と申ししておりましたが、昨日大分県を通じて環境省温泉保護係のほうに確認をとりました。その結果、湯布院地域の国民保養温泉地は由布院、湯平ということでございまして、塚原を削除させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。大変申しわけございませんでした。

○議長（三重野精二君） 総務部長。

○総務部長（吉野 宗男君） 皆さん、おはようございます。総務部長でございます。今回提出いたしました議案第79号平成21年度由布市一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、誤りがございましたので訂正方を、差しかえ方をお願い申し上げたいと思ひます。

36ページの給料及び職員手当の増減額の明細ということで、職員手当142万5,000円と記載をいたしておりましたけども、実際正しい数値は143万2,000円でございます。今後十分チェックをしながらやってまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長（三重野精二君） 執行部より市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第5号により行います。

日程第1. 報告第7号

○議長（三重野精二君） これより各議案の質疑を行います。

発言につきましては、日程に従い議案ごとに通告書の提出順に許可をしますが、会議規則及び申し合わせ事項遵守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いをいたします。

なお、自己の所属する常任委員会に関連する事項については、所属委員会をお願いをいたします。

それでは、日程第1、報告第7号を議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） みらいふるさと基金の運用状況を提出されたわけなんですけれども、ふるさと基金が条例が9月1日に始まって、基金を受け入れたのは11月29日ということで、こちらが気になったのは金利がどのくらいあったんやろうかちゅうのが気になったんですけど、金利がゼロなんですね。

それどうしてこういうことになったんかというのが、ちょっと私には不可解なんで、基金造成を2月二十何日ですかね、最後の定例会のときの予算に上げて、基金を造成したのが3月ということで、第6条には、「基金の属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」というふうに定められているんですね。

そして、運用益もこれに帰属するというふうになっているんですけども、そういう点で考えたら、適切に収受した寄附金をどういうふうに保管したかという問題にかかわってくるんですけども、それで基金の積み立てる時期、あるいはその間の保管状況ちゅうんですか、保有っているのか、それが適切なのかどうかというのが苦になるんですけども、以上の点をお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 総合政策課長です。8番、西郡議員の御質問にお答えいたします。

確かに寄附につきましては、申し込みが11月29日にありまして、寄附が12月18日に一番最初の寄附金が納入されております。基金に積み立てたのは、翌年の3月27日に積み立てたわけでありまして。この間、寄附金として由布市の一般会計で受け入れをして、現金で預金して保管をしておりまして、3月27日にこの基金に積み立てたものでございます。その間は、最も確

実かつ有利な方法で保管しなければならないということから、預金として保管をしておりました。

いつこの基金に積み立てるかということにつきましては、この寄附金でありますので、当初は確定していないわけでございますので、確定した後、一般会計予算で積立金として予算計上した後基金として積み立てるということで、年度末にその年度の分を集計しまして、その年度内に積み立てるという方法をとっております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（８番 西郡 均君） いや、それはその基金の趣旨から外れてるんじゃないかと思うんですよね。年度末に積み立てればいいのかというのは。そして、基金条例にうたわれている、そのさっき言った最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。保管の仕方を言ってるわけですね、普通預金に一般会計としていってましたと。当然、普通会計、普通預金、一般会計で口座に入れとっても、当座口座じゃないんですから、利子がつくわけですよね、この部分にかかわる。だから、それも明確にならないしね、ちょっと不都合じゃないかというふうに思うんですけども、その点はどうなんですか。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 現実的には寄附が行われて、その時点では積立金の予算措置をしておりませんので、議員の御指摘のようにするためには、まず直近の議会で補正で行った後に、積み立てるという方法になろうかと思います。

しかし、今年度最初の年度でもございましたけども、次年度からはこの積立金の利息等は、正式にまた運用益として積み立てるようになることとなりますけども、その年度内に寄附されたものについては、その年度内の積み立てで行うということで、それは適正かつ有利な方法で保管するという許容範囲に入るのではないかという理解をいたしております。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（８番 西郡 均君） こういうふうに金額が少ない場合はいいんですけども、その年度当初にかなりの高額な寄附があって、それを３月年度末までそのままにしとくなんちゅうのは、けしからんと私は思うんですよ。速やかに直近の定例議会に予算化して、それを基金に造成することになるわけですか。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 高額な寄附金等があって、利子等がかなり計算されるという場合は、なるべくそういうふうに処理はしたいと思います。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第2．報告第8号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第2、報告第8号を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 通告に出してる1、2は事実上きのう、おとといの段階で訂正されたんで、どうっちゅうことないんですけども、3番目の実質公債費比率ですね、25%。それと4番目の将来負担比率350%。

いくら国が決めたこととはいえ、これ以上になればきのうも執行部のほうから詳しい説明がありましたように、健全化計画等を立てて対応するということはわかるんですけども、こんな25%が目安になる、あるいは標準財政規模の3.5倍まで借金があつていいなんちゅうことを国が言うこと自体が、私はちょっと異常だと思うんですけどね、そういうことに対してどう思うかと言ったら、それに対しての思いはきのう全然語られなかったんですね。そこ辺についてどういうふうに考えるのか。

前回は財政課長が国の決めたことだけでも、いろいろとやかく言えないけども、25%で15年償還すれば、350%になるというふうに言われたんで、そりゃ計算すればそうなるんですけどね、その25%の公債費比率が問題だこっちは言ってるんで、それ問題と思わんのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 8番、西郡議員の御質問にお答えします。

まず公債比率、これの早期健全化基準が25%の件でございますが、去年は国が決めたことだからということで、ちょっとその辺がわからないというようなお答えをしたところでございますが、約1年間かけましてちょっとその辺の詳細のところを調べてまいりました。

実質公債比率、これ18%を超えると地方債でございますが、協議制から許可制というふうに移行します。公債費負担適正化計画、これを18%超えるとなつていなければならないというふうになっております。また、25%以上になりますと、一般単独事業の地方債の発行が制限されると。35%以上になると、災害復旧関連や臨時財政対策債などを除きまして発行ができなくなるということで、このように早期健全化の基準につきましては、一般単独事業にかかわる起債が制限される基準である25%というふうにされております。

財政再生基準につきましては、公共事業等の起債が制限される35%となっておりまして、いわゆるこれまでの起債の制限の考え方にあわせた比率というふうに基準の設定の内容については、こういうふうに書かれております。

それから、将来負担比率が350%というのは、多過ぎじゃないかというようなことでございますが、これも調べましたところ、実質公債比率、これが25%ということで、利息分が5%あ

ると仮定しました場合に、平均的な地方債の償還の年数が20年弱ということで、元金の償還額の15倍程度というような見込みを立てております。

したがって、算式的には25%から利息分の5%を差し引いたところの15年間ということで、一応300%というふうにしております。ただし、将来負担比率では実質公債比率で勘案されない退職手当や土地開発公社の負債等が含まれておるから、これらを勘案して350%に設定をしたというような説明書きとなっております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） もちろん、融資の数値がそれからかなり離れているんで、とやかく言うことじゃないんですけども、そういうことをやっぱりきちっとわかると、こちらも理解できるけども、納得はしてません。ありがとうございました。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第3. 報告第9号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第3、報告第9号を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） こういう横書きの議案については、きのう市長のほうからきちっと統一をするということをお答えいただいたんですけども、前財政課長からずっと検討するということを長いこと言われて、前回総務部長から統一しますっち言われて、市長も今回やりますっていうんですけども、時期が問題なんですよ。やります、やりますって、私もとうとう任期が来てしまったんでね、どういうふうにやるのか、早急にやるのか、その辺だけをお尋ねしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 総務部長。

○総務部長（吉野 宗男君） 総務部長でございます。早急に実施をしてまいりたいと思います。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 早急っちゃうのは、この会期中が終わるまでを期待しております。

ついでに言いますけども、書類の中を見ますと、合計欄にゼロがあって、途中になかったりとかいうゼロの統一、本来挟間のときは全部ゼロなんか書かせなかったんですけどね、由布市はなんかゼロの好きな人がいっぱいいて、時々書いたり書かなかったりしてるんですけども、そこ辺も気をつけてほしいと思います。答弁は要りません。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第4．議案第70号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第4、議案第70号を議題とします。

お諮りします。本案については、議長を除く24名の議員で構成する住民自治基本条例特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 理由を述べてほしいんですけども、なぜ特別委員会にしなきゃならんか。前回総務委員会だったというふうに思うんですけども、議運等でそれ検討したんだろうと思いますけども、議運の委員長でも答弁できればお願いしたいと思います。

○議長（三重野精二君） ちょっとここで暫時休憩をいたします。

午前10時17分休憩

.....

午前10時19分再開

○議長（三重野精二君） 再開いたします。

この件については、議運の委員長より報告をいただきたいと思います。委員長、久保議員。

○議会運営委員長（久保 博義君） 御答弁したいと思います。

さきの全員協議会で、この件につきましては皆さんと一緒に慎重なる審議をしたと思っております。その席で決まったことありますので、以上から答弁いたします。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 全員協議会で決めた覚えはありませんし、私も賛成した覚えもありません。（発言する者あり）

○議長（三重野精二君） これは各議員はだまっておりますけど、確認を私をしたというふうに覚えております。（発言する者あり）（「採決までいかにや、あんとき決めたことやから、民主主義や。（発言する者あり）（「異議じゃない、質問じゃから」と呼ぶ者あり）

異議がありますので、起立により採決いたしたいと思います。

本案については、議長を除く24名の議員で構成する住民自治基本条例特別委員会を設置し、これに付託して審査することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案については議長を除く24名の議員で構成する住民自治基本条例特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時21分休憩

午前10時25分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

住民自治基本条例特別委員会から委員長、副委員長の互選の結果の報告がありましたので、紹介をいたします。委員長に25番、丹生議員、同副委員長に4番、新井議員、以上のとおり正副委員長が互選されましたので、報告をいたします。

それでは、11日の特別委員会での慎重審議をお願いいたします。

日程第5. 議案第7号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第5、議案第7号を議題としますが、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第6. 議案第72号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第6、議案第72号を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 議案じゃないんですけど、前後表じゃない何かな、対照表の中に基盤整備促進ちゅう括弧書きがあるですね。例規集にはないんですわ。

そして、通常こういう議案になるんかどうかわからんですけども、例規集の場合は数字が全部半角なんですよね。議案のときは全部全角になっておるんですけど、どちらでもいいと思うんですけども、ちょっと気になったんで教えてもらう。

最後に、農地有効利用支援整備事業というのは、聞き慣れない言葉ですけども、どういうことなんでしょうか、農政課長。

○農政課長（志柿 正蔵君） 御質問にお答えいたします。

括弧内の基盤整備促進ということですが、今御指摘の例規集にないということでありまして。これは内容としましては、元気な地域づくり対策事業のメニューの1つでございますので、あえて基盤整備促進事業に対する100分の15ということで明記をしてあります。

それから、議案の全角、半角の問題ですが、議案は見やすくするため全角で統一しているということで、総務課のほうに確認をしております。

それから、農地有効利用支援整備事業ですが、国の経済緊急対策の一環として、本年度より3年間施行される事業です。地域の営農体系の変更に必要な簡易な基盤整備、工事費が200万円未満ということで補助を行うものです。

なお、過疎地域特定農産地域に指定されている庄内、湯布院町は、55%の補助があります。それから、事業主体については、市及び土地改良区ということで、土地改良区のない地域においては、市が基盤整備を行うと、事業主体で行うということであります。

この事業につきましては、本年の5月から7月にかけて、各地域の要望をとりまして、現地を今要望箇所を確定いたしまして、今現地の測量等を行っている状況であります。

以上です。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 例規集の確認はしてないですね。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（志柿 正蔵君） 確認はしておりません。

○議長（三重野精二君） いいですか。これで質疑を終わります。

日程第7 議案第73号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第7、議案第73号を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 今回由布市娯楽レクリエーション地区内の建築制限の緩和に関する条例の一部を改正するという事で出されてます。

48条1項に、これはこの地域は条例で定める49条ですね、49条の1項で条例を定め、49条の2項でこのように緩和に関する条例も定めるということで、49条の2項に沿ってこの条例が定められてるんですけど、肝心な部分ですね、1項のこの特定用途地域が定められた条例そのものが見当たらないんですけどね、それがどこにあるのかということがまず第1点です。

2つ目は、都市計画図面を見せていただきました。娯楽レクリエーション地区というのがないんですね。別表にいう娯楽・レクリエーション、中点もなければ、レクリエーション地区というものもないし、あるのは中点のない「娯楽レクリエーション地域」というのがあるんですね。

だから、もともと地区で指定してるのか、地域で指定してるのか非常に疑問なので、出されてる文書が全部地域なので、原文を見せてほしいと言ったんですけども、何さま平成6年ですか、えらい昔のことなんで、原課にはそれがないということで、ちょっと確認のしようがなかったんですけども、その2つについてお尋ねいたします。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 御質問にお答えします。

まず1点ですが、湯布院の特別用途地区につきましては、都市計画法に基づき都市計画で定めているものでございます。

第2点目でございますが、都市計画法によれば、娯楽・レクリエーション地区というのが正式な名称でございますが、都市計画図の表記は間違っておりますので、今後修正してまいりたいと思います。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 都市計画法に定められてるうちゅうんじゃないんです。49条の第1項は、条例でそれを定めるとなってるんですね。別に都市計画法に定められてるものを、都道府県あるいは市町村の条例によって、その区域を設定するというのが特別用途地区なんですね。だから、湯布院ではどの条例でそれを定めてるのかっていうのを聞いているわけですから、都市計画法で定めてますみたいなことを言われたって、何を言ってるのかっていうことになるんですが。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 建築基準法第49条の1項に基づく条例につきまして、それがまさしく由布市娯楽レクリエーション地区内の建築制限の緩和に関する条例でございますが、制限を緩和する場合につきましては、国土交通大臣の承認が必要だということで、2項に定められてございます。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） だから、その地区内の制限を変える場合は、緩和する場合はそういうふうになるんだけど、基本的には第1項で地区の指定が第1項じゃないんですか。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） お答えします。

地区の指定につきましては、都市計画で決定するものでございまして、その地区内の建築制限を行う場合は、第1項に基づき条例が制定されるものでございまして、制限を緩和する場合に限って、2項により国土交通大臣の承認が必要という規定になっております。

○議長（三重野精二君） 次に、1番、小林華弥子君の質問を許します。小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 8番議員が言われたことが疑問で残ってるんで、そこはちょっと確認したいと思うんですが、地区指定を条例にしているのか、いないのかということを改めてもう一回御答弁いただきたいのと、私の通告は、この娯楽・レクの緩和について、3,000平米の延べ床面積の制限を設けるということが、この条例改正の中身ですが、附則にもちょっとありますけれども、今の時点でこの湯布院地域でこれが制限されたことによって、既存不適格となる物件が何件あるのか。そこに対しての了解はどのように取りつけているのかということが1点。

それから、今の時点では既存不適格にはならないけれども、この改正が施行されると今後増改築については、大分制限がかかってくるということが附則に書いてあります。そういう意味では、

今既にこの娯楽・レク地区内にある旅館、ホテルなんかが将来的に増改築することに対して、制限がかかることをどのように関係団体などに周知徹底し、了解を得たのかということが2点目。

それから、この改正は湯布院出身の議員の方は御存じですけれども、合併前に湯布院の石武地区に大型ホテルの開発の問題が持ち上がったときに、これがなかったもんだから歯どめがかけられなかったということで、この改正を急げというふうに言っていたのが原因、きっかけとなって、今ごろ条例改正をしようとしてるんじゃないかと思うんですけれども、あのときまだ市長の判断が出る前に、先にこの条例を改正したらどうかという提案はありましたが、今もう既に市長は開発に対しての同意を出してますし、今ごろになってこの部分だけ変えるということはどうなのかなと思います。

そういう意味では、湯布院のまちづくり審議会などでも、とりあえずの当面の措置としては、この娯楽・レクに3,000平米の規制を設けるべきだけれども、根本的にはほかのいろんな条例整備とか、あるいは潤いのあるまちづくり条例の見直しなどを含めて、総合的に対策をとっていくべきではないかという意見が大分出たと思うんですが、今回この一部改正をした後、ほかの条例整備などはどういうふうに進めていく予定があるのか、3点お聞きいたします。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 御質問にお答えします。

まず、この条例が施行されることによって3,000の制限を受ける、すなわち現在3,000を超えてる旅館、ホテルにつきましては4件ございます。その4件につきましては、条例の改正の趣旨を戸別に御説明を申し上げて、理解を求めたところでございます。必ずしも全員が賛成というわけではございませんが、湯布院の方向性としてはいたし方ないというような御回答をいただいております、御理解いただけているものと判断しております。

第2点目の宿泊施設関係者関係団体との協議はということでございますが、これにつきましては、景観マスタープランの中で湯布院の大規模開発については、抑制すべきという御意見をいただきました。その中でも具体的な数字としては、3,000という数字が上がっております。その景観マスタープランに基づき、湯布院で協議会を立ち上げて、ふさわしい制限のありようをこれまで10回以上協議してまいりまして、娯楽地区内においては、3,000という制限がふさわしいということで案をいただいたところでございます。

また、旅館組合、観光協会からは要望書も提出されておまして、これは娯楽地区に限ったことだけではございませんが、3,000という縛りをつけるべきだという要望書もいただいておりますので、そのあたり3,000につきましては、十分御理解いただけているものと判断しております。

3点目でございますが、議員御指摘のとおり、娯楽地区内を3,000にすればそれで済むと

いう問題ではございませんで、その他無制限に建つ地域がかなりまだ残されております。これにつきましては、湯布院全体の規制の方向性、規制のありようについて現在湯布院の景観協議会の中で議論を重ねておりまして、大体の方向性は見出せております。

今後これにつきまして、町内の合意形成を図りながら、潤いのあるまちづくり条例で対応していきたいと考えております。

また、都市計画で対応すべきものにつきましては、非常に都市計画といいますと縛りがきつくなりますので、そのあたりも合意形成の状況を考えながら、進めてまいりたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 1 番、小林華弥子君。

○議員（1 番 小林華弥子君） それぞれ3点、もう一遍再度言いたいんですけど、4件あって戸別説明したけど、完全にまだ納得してないという答えがちょっと引っかかります。大方のことは御理解いただけたけど、完全に理解してないっていうのは、例えばこれもう既に既存不適格になるのであれば、そのことについて何か確約書とか覚書とか、何かそういう具体的なことで理解を得たというふうに判断されているのか、あるいは、話をした感覚で、担当者の感覚で理解いただいたと思っているということなのか、そこら辺ちょっとはつきりさせたいほうがいいんじゃないかなというふうに思いますが、どういうふうに理解したと認識したのでしょうかということと、もう一つは、もちろんその関係団体、旅館組合なんかの要望書を出してきているのも私知ってますけれども、それは今課長言われたように、この娯楽・レクを3,000平米に制限してくれればいいっていうだけでなく、最後に言われたように、その先湯布院地域にどういうふうに関係制限かけるのかとか、どういうふうに用途を見直していくのかっていう、そういう絵が示された上で、それでその第一歩として3,000平米の制限をかけるんだったらいいけれども、この3,000平米かけただけで、後はその何の手立ても打たないんだったら、旅館の人たちとしては納得できないというようなことを言われてるんですね。

今聞いてみますと、今後はいろんな方法で何とか方向を見つけていきたい程度しか方向性ができてないようでは、私たち旅館組合のほうも、これで終わってしまうんじゃないかっていう危惧があると思うんです。

そういう意味では、要望書を出されてるから出しましたじゃなくて、今回この9月議会に、こういう条例改正をしますということを条例案を見せて、今後どういうふうにはかの条例を当たっていくのかという具体的な説明が必要かと思うんですけど、そういうことはしてないんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 御質問にお答えします。

まず1点目ですが、1件につきましては、現在かなり大きな規模の面積を持っておりまして、

3,000平米に将来していただきたいということにつきましては、趣旨は理解できると。しかし、私は建てかえを計画しているので、それはすぐにはできないという御意見をいただきました。それで、徐々に小さくしていただきたいということで、附則にございますように、建てかえのときには0.9掛けで少しずつ小さくしてくださいというお願いをしました。

要するにわかったとは言えないけれども、納得はできるというようなニュアンスのお答えでしたので、これにつきましては、全員の同意を得た上で改正っていうのは、なかなか難しゅうございます。土地利用の制限でございますので、かなり全員の納得を得るということは、かなり難しいことではございます。その中で大きな面積を持つホテルの方が理解を示してくださったということをもって、市といたしましては3,000平米の規制をかけたいというふうに判断しております。

2点目でございますが、湯布院の景観協議会の中で、かなり具体的な制限の絵がかかれております。景観協議会の中には旅館関係者も、観光関係者もかなり人数入っております、その制限の中身については、御理解いただいているものと判断しております。方向性につきましては、潤いのあるまちづくり条例で対応する、将来的に必要ながあれば都市計画を改正していくということにつきましても、御説明を申し上げております。

今回、娯楽・レクリエーション条例を先行して改正するということにつきましては、石武地区の問題がございますし、この3,000平米をかけることにつきましては、基本的には皆さんの合意がほぼ得られているものという判断のもとに、先行的に条例改正をするものでございます。

しかしながら、他の地域につきまして、今私どもが考えてる案に基づき制限を加えるというのは、非常に難しい作業といえますか、土地を持っておられる方、土地を活用しようと考えておられる方に対して制限をかけるものになりますので、今後御理解を求める時間と手間を、まだまだ丁寧にかけなければならぬと思っておりますので、全体として一括してやりたいところではございますが、まずは合意が得られていると判断される娯楽条例についてのみ、先行して改正するものでございます。

○議長（三重野精二君） 1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） わかりましたというか、わからないんですけど、大丈夫かなっていう不安が残ることがわかりましたので、これ湯布院の旅館関係者は、制限することに反対はしてないんですよ。課長言われたように、趣旨としては認めてらっしゃるんですけど、その具体的な手続と、それから将来的にどういうふうに市が制限していくのかのビジョンを見せてくれれば、それに協力すると言っているんで、このことだけで終わらせるということ、一番嫌がっているんで、そこはぜひしっかり見せていただきたい。

最後に、1点質問です。先ほどから出てますこの改正のきっかけとなった石武地区の大型ホテル

ルの開発案件、この改正ができないままに市長に同意許可を出してしまっていますが、これが今回改正されたことによって、まだ建築は行為は始まっておりません。まだ着工もしてませんし、そういう意味では、これがかかったらその計画案を改正、小さく改正させられるんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） お答えします。

その点につきましては、私どもも非常に危惧をしておりました。実際に相手方と面談いたしまして、このような条例改正を行うと。改正後は、3,000平米以上は建てられなくなりますということをお伝えして、先方の御納得をいただいているところです。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第8．議案第74号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第8、議案第74号を議題としますが、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第9．議案第75号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第9、議案第75号を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） どういう表現にするかという問題なんですけども、市道路線の廃止について、ほかの路線については、路線名を括弧書きしてるんですね。廃止するのは、路線名を書かなくていいという根拠が私にはわからんですけども、その廃止とか認定の後に路線名を書くというやり方が、今回初めて私接するんですけども、通常は市道何々線を認定することについてとか、市道何々線を廃止することについてっちゅうような議案になろうかと思うんです。

今回の場合も、市道透内線の廃止についてというのが正しいと思うんですけども、あと2つも同じような同様のことを書いてるんですけども、そこ辺でどうしてこういう括弧書き、括弧つけない、あるいはつける場所をこういう場所にしたというのが、何か考え方が基本的なものがあるんなら、教えていただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 建設課長。

○建設課長（房前四男美君） 8番、西郡議員の質問にお答えします。

市道路線の廃止についてでございますが、1路線ということもありまして、路線名を入れておりません。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 後のは1路線やけど、皆入ってるんですわな。だから意味不明な

んですけども、ああ、幾つもあるから、わかるように書いたと。私幾つか問い合わせをしてるんですけどね、その場合であっても、後のほうに書く認定廃止——それは後か、後でまた言やあいんやね、はい、わかった。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第 10. 議案第 76 号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第 10、議案第 76 号を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8 番、西郡均君。

○議員（8 番 西郡 均君） 今の先に聞いてしまったんで、後でこの件に関する事なんですけどね、なぜ認定で路線名を入れるのかということについて、お答えいただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 総務部長。

○総務部長（吉野 宗男君） 西郡議員の質問にお答えいたします。

今後は統一をして、議案を上程したいと思います。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第 11. 議案第 77 号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第 11、議案第 77 号を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8 番、西郡均君。

○議員（8 番 西郡 均君） 取り下げます。

○議長（三重野精二君） はい。これで質疑を終わります。

日程第 12. 議案第 78 号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第 12、議案第 78 号を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8 番、西郡均君。

○議員（8 番 西郡 均君） 同趣旨につき取り下げます。身替道路についての解説は、質疑のする前にもう配られてしまったんで、できるだけこういうことはやめてほしいなと思うんですよ。質疑してるにもかかわらず、事前に差しかえてしまったりね、いろいろと私が付箋をどんどん外してやらにやなんので。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第 13. 議案第 79 号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第 13、議案第 79 号を議題として、質疑を行います。

議案第79号平成21年度由布市一般会計補正予算（第4号）、質疑の通告がありますので、順次発言を許しますが、最初に歳入全般、次に歳出の款別に通告順に行います。

それでは、最初に歳入全般について質疑を行います。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 3表をごらんになってください。地方債の補正で、追加と7ページ、8ページの変更というのがあります。私、いつも点と線のことしか言わないんですけども、斜線をつけてるのと斜線をつけてないのがありますよね。ゼロもそうなんですけども、斜線もあんまりみっともないから、私できるだけ前の挟間のときは書かせなかったようにしてたんですけどね、こういうのも一目で見てどっちかに統一すべきだというふうに考えるんですけども、私はできれば見苦しいものはないほうがいいというふうに考えるんですが、あえてここで斜線をして、ここで空欄にしたという理由があれば、教えていただきたいと思います。

まだ続くんですけど、一つ一つでいい、済いません。

11ページを開いてください。11ページの一番下の農林水産業分担金で、滞納繰越分を一般財源扱いとしてみたいなんですけども、それでいいのかどうか確認したいと思います。

その滞納繰越分ちゅう括弧、最初の括弧が上にきとるんですね。これも非常に気になるんですけども。

それと、13ページを開いてください。国庫補助金の中で衛生費の国庫補助金で3目なんですけども、3節でいいのかどうか。これずっとこれまで数字が手振れ変わらないというやつが改善されて、きちっと順番どおりつけるというふうになっていたというふうに思うんですけども、14ページを開いてください。農林水産業県補助金の中で、担い手農地集積高度化促進事業補助金、説明あったかと思いますが、全額カットにした理由をいま一度教えていただきたいというふうに思います。

それと、15ページの次の不動産売り払い収入で、分収で地元への還元金が庄内の淵の場合は6割で、湯布院の場合は9割という、そこ辺のことがよくわからんですけどね、その地元還元がどうしてそんなに開きがあるのか。何か湯布院の人は余計やらんと、何か問題が起こるんかどうかわかりませんが、（発言する者あり）ええ。当初から。なぜその不合理な分収率っちゅうの決めてるのか、教えていただきたいと思います。（笑声）

○議長（三重野精二君） 契約管理課長。

○契約管理課長（渡辺 定君） 契約管理課長でございます。西郡議員の質問にお答えします。

今のお話の中の分収率の件でございますけども、湯布院地域につきましては、湯布院地域内の市有林地からの事業収入及び貸し付け等につきましては、御指摘のとおり90%の地元交付金ということになっております。これにつきましては、旧慣による使用権に伴いまして、それぞれの市有地ではございますけども、その市有地をそれぞれ地域の方が管理組合をつくって管理をいた

してございます。それに伴いまして、合併前に地域の方たちからこの分収率の件につきましてお願いがออกมาして、議会で承認をされた経過がございます。

先ほど言いました所有権につきましては、あくまでも由布市のものがございますけども、管理形態につきまして事業等を行うものにつきましては、すべて管理をされてる方たちが補助事業等を用いて下刈り、それから間伐とか、そういったものをいたしてございまして、そういう関係で分収率が90%ということになっております。

また、庄内地域においての公有林地の利用についての事業収入でございますが、これにつきましては、対象となる所有地が市有地ではございませんで、各管理されてる共有地をお借りして、町行造林を実施してきた経過がございます。そういった違いで、庄内につきましては収入が上がったものについての分収は50%ということになってございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（志柿 正蔵君） 御質問の4番の担い手農地集積営農補助金の全額カットの分ですが、これは本年5月に国の制度が変更になりまして、農地確保利用支援事業と農地利用の集積促進の分が多く身がわりをいたしまして、農地集積加速化促進事業という新規事業に追加になったものです。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 財政課長です。それでは、西郡議員の御質問にお答えします。

まず、地方債のところの補正の追加と変更ということでございますが、追加は空白、変更は斜線ということで、西郡議員空白ができればいいということでございますので、今後変更につきましても、御希望どおり空白というふうな形にしたいと思います。斜線を引いた別に意味はありません。

それから、2番目の農林水産業費のところの滞納繰越分ですか、これが一般財源でよいのかということでございますが、これにつきましても、実際事業を行っておりまして、市が立てかえを行っているというような状況でございますので、一般財源でよいというふうに考えております。

それから、括弧書きにつきましては、現年度分は農林水産業費の「費」が入っておりますから、ちょうどバランスがよくなってるんですけど、滞納分につきましては、「費」がちょっとないということで、そのために表示とすればこういうような状況になったということでございます。

それから、13ページの衛生費の国庫補助金、これは1節かということでございますが、御指摘のとおり、今回は正しくは2節でございます。先ほど言われましたように、順番どおり節の番号をとっていくということを私どもも頭の中に入れておったんですが、たまたま今回3節になったということで、今年度につきましては、このままお願いしたいと思います。仮にこの3目で新

たに節が生じるようであれば、2節を使わせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 分収の理屈がよくわからんですけど、例えば朴木小学校なんか市有地なんですけどね、周りにずっと杉が植わってますけども、木を伐採したり、県道でとられた場合、全額部落がもらうように前の書き物でなってるらしいんですけど、いわゆるそのことを指していると思うんですけどね、いわゆる全額部落のものということで、以前は部落の人がずっと下刈りとかいろいろしてたんですけど、最近それもしなくて、PTAの方に皆やってもらってと思います。

事情がいろいろあるんだと思いますけども、ほとんど条件が違うというみたいなことを先ほど言われました。ちょっと引かかるんで、その分は監査委員さん関心を持って、妥当な線をやっぱりきちっと出してほしいというふうに私は思います。

○議長（三重野精二君） これで、歳入についての質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。11時10分に再開します。

午前11時02分休憩

.....

午前11時12分再開

○議長（三重野精二君） 再開いたします。

次に、歳出について款別に質疑を行います。

まず、2款総務費について。最初に8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 総務費の一般管理費で投資及び出資金、24節に出資金があります。出資金と書いてる以上、何に出資するのかきちっとここに書くべきだというふうに思うんですけども、説明もなかったように記憶してます。

ずっと下がって19ページの諸費43万2,000円、32人分とあります。情報公開審査委員等という「等」を入れる理由がようわからんですけどね、やっぱり重要なそういう委員会の委員は、それぞれやっぱりきちっと書くというふうにしてほしいんですけども、ほかにどんなのがあるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） それでは、8番議員の質疑にお答えをいたします。

1点目の出資金でございますが、これにつきましては、現在大分県市町村研修運営協議会というのが組織されておりますが、これが財団法人化に移行いたします。それによりまして、県下の県内市町村から出資をして、財団法人化をするということで、基本財産350万円を予定をいた

しております。その由布市の出資額は10万2,000円ということになっております。

続きまして、情報公開審査委員等でございますが、補正いたしますのは、情報公開審査会の委員、これが5名で今後6回を予定いたしておりますして36万円、もう1件が、個人情報保護審議会がこれ3名おりまして、今後2回を予定をいたしておりますして、7万2,000円ということで、合計43万2,000円の補正をお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 特に一般質問でも出されたように、重要な部分を含んでるんで、やっぱり「等」とか書かんで、きちっと書いて、それ以上丁寧なら何回とか書いてくれるともっとありがたいけど、そこまでせんでいいけども、そういう重要な委員会については、やっぱり省かないで説明のところに書くようにお願いしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 次に、12番、藤柴厚才君。

○議員（12番 藤柴 厚才君） 12番、藤柴です。総務費の19ページの2款総務費1項の総務管理費の中の、電子計算費の工事請負費1億101万円増額というこの件について、質疑をいたします。3点ほど質疑をいたしたいと思います。

まず、この前の詳細説明では、インターネット通信の事業ということをお伺いをいたしました。今現在挾間地域では、デジタル化ができておると、このように思っておりますし、また湯布院地域においては、一部デジタル化ができておるといように私は認識をいたしておりますし、庄内地域においては、アナログ回線というような回線で今現在そういう通信を行っておると、こういうように私は調査ではそういう認識をいたしております。

そういう中で、この1億101万円という金額についてのその事業内容ですね、どのような内容のインター通信配信を行うのか、ここら辺の詳細な説明をいま一度お願いしたいと、これが1点目でございます。

それから、2点目が昨日も情報公開の分も一般質問等々で行われておりましたけども、こういう情報公開開示等のセキュリティーの問題等々も私は考えるんじゃないかなと、このように思いますので、そこら辺由布市情報公開条例に沿った形の、そういうセキュリティーのあれが担保できるのか、そこら辺をお伺いをしたい。

それから、第3点目ですね、これを事業化した場合、将来発生するであろう保守点検、あるいはまた維持費等についてのいわゆるランニングコストはどれぐらい今後発生するのか、そこら辺の3点を詳細な説明をお願いしたいと、このように思います。よろしく申し上げます。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 総合政策課長です。藤柴議員の御質問にお答えします。

まず、事業の内容ですけれども、この事業は市内の情報環境格差、つまりインターネット環境ですけれども、その解消の一環として、特にインターネット環境が今低いレベルの地域について、将来的にも今議員が言いましたように、挟間地域とはN T T等が、もう光も整備しておりますけれども、将来的にそういった民間の設備投資もないというような予想をされる地域について、公設で現在市役所が使ってる光ファイバー、各小中学校とか公共施設をつないでるわけですが、それをそういう地域まで延長するという事業でございます。

具体的な場所としましては、湯布院町の川南を、由布院幼稚園のあの道路を通りまして、奥江まで線を引っ張ると。もう1カ所湯布院町では水地のほうについても、光を張ると。それと、庄内町では大津留の竹の中、柚の木、それと龍原、そういった箇所については、今インターネット環境が大変通常の電話回線しか使えないという状況ですので、そういったものを光ケーブルで解消していくと。

さらに、1点としましては、セキュリティーの関係で現在挟間庁舎と庄内庁舎の光ケーブルについては、N T Tの回線を借り上げて行っております。そういった関係で、今後のセキュリティーを考えた場合、やっぱり自営の光ケーブルを引くべきだということで、挟間庁舎と庄内庁舎間を光ケーブルをつなぐという事業でございます。

この事業で、住民の方にどういう効果が得られるのかということですが、議員がおっしゃるように、市内全域である程度のインターネット環境が整うこの事業を終わることによって、現在でも阿蘇野地域等については、今事業展開してますし、湯布院も今ケーブルの敷設を、その湯布院については民間でやってもらっておりますけれども、そういったものが終われば、市内全域である程度の環境が整うということで、今後想定される電子申請や議会中継、そういったものについても、個人の方がそういった業者に申し込めばインターネットの環境が整うという事業でございます。

それと、この維持費ですけれども、ちょっと通告にないんで、正確な数字はきょう用意しておりませんが、維持費としてはもう自前ですので、電柱等に高架をしますので、その電柱使用料がかかるということになると思います。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、6款農林水産業費について。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） それぞれ国、県支出金の中で、県支出金がずっと充当されてるわけなんですけれども、どういう財源かつちゅうのがちょっとわからんので教えていただきたいんですが、農業委員会では9万3,000円はわかりますけれども、残りの126万2,000円、農業振興費ではここに書いてる327万8,000円、畜産業費では283万3,000円を教えてくださいというふうに思います。

それと、26ページの県農地防災事業推進協議会負担金と県農村整備事業推進負担金が両方とも全額カットになっています。その下の生産基盤整備事業推進協議会の負担金もゼロになっているんですけども、その理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（三重野精二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本 文男君） 8番、西郡議員にお答えをいたします。

農業委員会の県支出金の126万2,000円でございますけども、これにつきましては緊急雇用創出事業臨時特別交付金ということで、財源変更をしております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（志柿 正蔵君） 農業振興費の財源内訳の中の県支出金の327万8,000円ですが、先ほど申しました担い手農地集積高度化促進事業の450万円の制度による変更によりまして、425万円を減額しております。ほかに緊急雇用の対策補助金といたしまして65万4,000円、これは陣屋の村の管理人の賃金であります。それから、数量調整の円滑化推進事業の6万8,000円、それから農地利用の利用集積促進対策事業の25万円を増減いたしまして、減額の327万8,000円になっております。

それから、畜産事業費の財源内訳の283万3,000円ですが、畜舎新築に伴うさく井戸と、それと水中ポンプの設置工事の県からの3分の1の補助金の166万円と、緊急雇用で畜産センターに臨時職員を雇用しております。その116万7,000円の合計であります。

それから、県農地防災事業の推進協議会の負担金の関係でございますが、農地防災の協議会、それから農村整備事業、それから生産基盤の整備推進協議会、各協議会の統廃合を行いまして、県農業農村整備事業推進協議会ということで一本化になりましたので、それによる減額と新規の補正であります。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、8款土木費について。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 28ページの土木の公園費です。これも県支出金の2,528万円について教えてくださいたいと思います。

○議長（三重野精二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本 文男君） 西郡議員の質問にお答えします。

これにつきましても、緊急雇用創出事業特別交付金になっております。

○議長（三重野精二君） 次に、9款消防費について。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） これも県支出金の120万9,000円について教えてくださいたいと思います。

ちなみに、こういうのがある場合は、一覧表か何かがあると非常にありがたいと思うんですけどね、緊急雇用はこういうふうに各あれに配分しましたっていうのが。

○議長（三重野精二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（松本 文男君） 西郡議員の質問にお答えします。

これにつきましても、緊急雇用創出の事業特別交付金でございます。先ほどの質問で一覧表につきましては、またお配りをしたいということで思っております。

○議長（三重野精二君） 次に、その他について。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） その他、うちの委員会やね。その他は、この開会の前に差しかえのやつをそろっと入れられたんで、もうなくなりました。

ちなみに、37ページ、最後のページですね。地方債の調書の前のページ、普通変更のない場合は、こういうのつけないんじゃないかと思うんですけども、どうなんですかね。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 西郡議員の質疑にお答えをいたします。

この通勤手当がさきの6月議会で改正をされまして、（「変わったのか」と呼ぶ者あり）その後の議会ということでつけさせていただきました。（「はいはい、済いません」と呼ぶ者あり）御理解いただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） これで議案第79号についての質疑を終わります。

日程第14．議案第80号

日程第15．議案第81号

日程第16．議案第82号

日程第17．議案第83号

日程第18．議案第84号

日程第19．議案第85号

日程第20．議案第86号

日程第21．議案第87号

日程第22．議案第88号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第14、議案第80号から日程第22、議案第88号までの9件を議題としますが、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第23．認定第1号

○議長（三重野精二君） それでは、引き続き明日10日に行う予定でありました認定第1号及び

認定第2号についての質疑を行います。

それでは、日程第23、認定第1号を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許しますが、最初に一般会計歳入全般、次に歳出の款別に、次に特別会計、最後に審査意見書についてとし、通告順に行います。

それでは、最初に一般会計歳入全般について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 8ページを開いてください。そうです。挟間のときは、こういう数字の段の1行合計欄だけを書かせるつちゅうようなことがなかったんですけども、再々取り上げてきたんですけども、機械の都合でどうしようもないんだというふうにいただきました。

しかし、理解はできるけど納得はできないと。工夫はできないものかね、それをお尋ねしたいと思います。

歳入はこの上のほうで切れた場合、歳出をこの下にまた続ける工夫ができないのかというの、やっぱり気になるんですね。2ページのほんの最初のちょろっとだけあって、大半が空欄とかいうのが、どうも私にはもったいないなと。

最後に、決算書の最後のところ14ページに、丸々大きく書いていただけてます。通常いつも挟間のことを言って失礼なんですけども、歳出の一番末尾にこの5行を書いて、挟間の場合は通常ですと12ページの、13ページやったか忘れたけども、その下のほうにちょろっと書いて終わってたんですけども、由布市では非常に重要な事項だからということで、ほんと1ページ使って大きく書いてくれてますけども、これもどこかの方式だと思います。こういうやり方が妥当だというふうにみんなで評価したんだと思いますけども、この中の基金繰入金ちゅうのが2億5,700万円、これはいつ時点で基金に繰り入れるのか。

ちなみに、先般条例化されたんで、確定次第いつでもいいんだちゅうことなのか、それとも決算認定をこの議会にかけるんで、それが承認された後に基金を造成するのか。それとも、剰余金が出るのがいつですかね、7月ですか。5月出納閉鎖して、早い場合はもう6月にはわかると思いますけども、その確定した時点で造成するのか、その辺がわかれば教えていただきたいと思います。

あと、実は去年こういうふうにとじたら、中が見えんちゅうことを言いました。とじた中のほうがね。それで、両側に散らばしてくれんかって言ったら、今回は前回は1センチやったところが、両側を縮めてさらにここより突っ込んでいったんですわ。1センチ2ミリ半に。意図的に見えないようにしよんやないかなと思ひよるんですけど、そこ辺について教えていただきたいと思っています。

○議長（三重野精二君） 会計管理者。

○会計管理者（佐藤 利幸君） 会計課、佐藤でございます。西郡議員の質問についてお答えをいたします。

まず、1回の指摘ということでございますが、8ページの空白欄のことでございます。これはもう先ほど西郡議員さんが申されましたとおり、このシステム上こういうことになります。本当にこのページがもったいないような気もいたしますが、これはこういうことで御理解をお願いをいたしたいというように思います。

2番目の14ページのこの部分を、前のページに入れられないかということでございますが、これについても13ページまではシステム上に入っておりまして、この14ページは、これはシステム外で作成したものであり、印刷時にこれ入れましたので、これもそういうことで、なかなかできにくいと。今のこの様式ではできにくいということでございます。

それから、14ページのうち基金繰入額はいつ基金に造成するのかということにつきましては、先ほど議員のおっしゃいましたとおり、当該基金につきましては、昨年3月に条例改正をしたものであります。

これは自治法の233条の2、ただし書きによる基金の編入できる時期は、決算剰余金が生じたことが明確になったときであり、予算執行の結果による収支の整理が5月末までの出納整理期間内に行われます。そして、決算はその後に行うことから、出納閉鎖後、速やかに基金編入の手続をとるものというふうに存じます。速やかでございます。（笑声）

それと、その次の16ページの間のとじ代のことでございます。これにつきましては、大変申しわけございませんでした。指摘事項、これを私記録をし、来年度の決算調整時には、再び指摘を受けないようにいたします。御理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） それでは、歳入のところにいきます。16ページを開いてください。市税で市民税の個人分と法人分のことなんですけども、できれば主要施策の中でも結構なんですけども、口頭で報告されたらよかったかと思うんですけども、法人の8号から7号に変更した1件についてはわかりましたけども、全体が各号が何人、何社ぐらいあるのかという報告もなかったし、納税義務者でも全体の数字はこれに書いてますけども、個別の特別徴収や自営、農業者、年金生活者と分けて書かれてると、もっとわかりやすいんですけども、通常決算のときはそういう報告があったように記憶してるんですけどね、そこ辺についてぜひ個別のやつを報告していただきたいというふうに思います。

次のページを開いてください。この中で気になるのが、ずっと金額が県から通知、2款の地方譲与税以降ずっと交通安全対策特別交付金まで県から通知があるということなんですけども、通

知がいつごろかわからんのですけども、予算額、最終の修正が２月２６日で補正されて、実際の調定額との間にかかなりの開きがあるんですよ。

ちなみに、１８ページの一番上の株式等譲渡所得割交付金は、一旦２月２６日に減額をしてるんですけど、減額の幅がすごいんですね。５１７万５,０００円から一挙に１１９万６,０００円に調定してるんですね。

どうしてこういうことが起こるんかつちゅうのが、私には理解できないんですけども、全般的に調定額との差異はそんなにあるわけじゃないんですけども、どうして２月２６日の議会でそこまでできなかったのか、そしてなぜ極端なこんな調定額との差が出たのか、教えていただきたいと思います。

９款の国有提供施設所在市町村交付金、丁寧な挾間町では備考欄にそれぞれどこからっていうの書いてあったんですけどね、由布市でもぜひそうしてもらいたいというふうに思うんですけども、具体的にどういふところからというのを報告をいただきたいと思います。

次のページをあけてください。２８ページ、２９ページで、県の補助金の中に人権啓発活動事業地方委託金９０万円ちゅうのがあるんですけどね、これが例の解放同盟の清田委員長を呼んだことかどうかかわからんですけども、もしそういう委託金ならお断りしてほしいんですけども、関係あるのかなのかだけを教えていただきたいと思います。

ずっと下がって１７款の財産収入、３６ページ、７ページ。不動産の売り払いで挾間ののり面２４３万円というのを言われたんですけども、よく場所もわからないし、あのとき場所聞いたんですけども、よくわからなかったんですけども、わかりやすいようにね。のり面であっても、それが売却できるという理由をちょっと教えていただきたいんですが。

住宅新築資金のとこかな。３８、３９ページで貸付金元利収入の中に住宅新築資金貸付償還金があります。きのう一般質問で取り上げたら、担当課から庄内が全部じゃありませんよと、湯布院も３０万円ありますよという御訂正のことを聞きました。庄内が八十何万円ですか、ぐらいたそうです。

いずれにしても、湯布院の２億円そのものが１年間たった３０万円でこらえられるわけないんで、こういうところに職員を２人、１,５００万円以上もかけて毎日何もせずにじっと座らせちよくちゅうのは、言語道断だというふうに思うんですけどね。これは聞いてしもうたけん、答えることはねえがな。

最後の衛生費の過年度収入、４１ページ、これが予算になって最後に調定だけでぽんと載せてるんですね。収入調定だけで。どうしてこういうことが起こったのか、教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（三重野精二君） 税務課長。

○税務課長（飯倉 敏雄君） 税務課長です。8番議員にお答えをしたいと思います。

多分この決算書に添付されておる成果説明書の件だと判断をいたしますけども、納税義務者等ということでございます。この数字の報告ができないかと、市民税、法人税についてということでございます。これにつきましては、今後追加、改善をする方向で検討したいというふうに思います。今回の件につきましては、資料を差し上げたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 財政課長です。それでは、引き続きまして西郡議員の御質問にお答えします。

出納閉鎖までのことで、いわゆる収入済み額と調定との差があるということでございますが、特に株式等の譲渡所得割、これについてでございますが、この交付金等につきましては、私毎度言ってますけど、県のほうから資料をいただいて、それに私どもがある程度分析したところで予算計上しておるわけですが、2月の補正予算につきましては、1月末に毎年副市長、それから財政課長の会議がございます。そのときに現時点の状況ということで資料をいただきまして、このときには2,000円減というような形の資料をいただいたものですから、2月の補正予算でこの減額という形の補正を行ったところです。

ところが、3月26日に最終の交付決定を受けて、差が開いてたというのが実態でございます。これ結局予算と収入額の開きということにつきましては、これ以降の同様の質問が出ておりますが、これのこの開きを解消するには、やっぱりもうたしか前挾間町のときは、3月末時点で専決処分を行っていたというふうに聞いておりますが、もう結局このような専決処分をさせていただいて、これを認めていただくということしか、きれいに処理ができるというのは、これしか手立てがないんじゃないかなろうかというふうに考えております。

以上です。

それから、次でございますが、国有提供の所在市町村の助成交付金でございますが、これもいわゆる基地交付金というものでございますが、備考欄に出てないということなんですが、内容につきましては、日出生台の演習場にかかわりますところの土地家屋、それから工作物にかかわる交付金でございますが、これをちょっと備考に載せるのは、ちょっと無理というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） ただいまの質問で、3件は所管委員会の分でありますので、委員会で確認をお願いします。

これで歳入についての質疑を終わります。（「不動産売り払いがない。別にしとかんな」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「契約管理課か、ある。先に言ってくれよ。済いません、言うてください」と呼ぶ者あり）

契約管理課があるそうですので、ひとつ。

○契約管理課長（渡辺 定君） 契約管理課でございます。西郡議員の御質問にお答えします。

この御質問の内容ののり面の売却ということにつきましては、歳入で予算の上程をさせていただいたときに、私が御進言をいただいた箇所だというふうに思っております。場所につきましては、挟間幼稚園から七蔵司に向かう市道がございます。その約１００メートルほど入ったところ、橋を渡ってすぐの周辺だったと思います。説明では、これはのり面というのは非常に申しわけなかったんですけども、実はのり面じゃございませんで、その市道に隣接した市有地ということで、隣接地の方が売却希望であったので、売却した土地でございます。

以上でございます。

○議員（８番 西郡 均君） 過年度収入は、衛生費の。（「それ所管委員会」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） 次に、歳出について款別に質疑を行います。

まず、１款議会費について、８番、西郡均君。

○議員（８番 西郡 均君） 議員で議会費を聞くのは恥ずかしいんですけども、恥ずかしくないように流用で使ってるんで、お尋ねしたいと思います。

最後に補償補てん及び賠償金で２万６,０００円、旅費から流用して上げてますよね。あの内容を教えていただきたいと思います。

○事務局長（野上 安一君） 議会事務局長です。御答弁いたします。

この件は、議員さんの議会費の研修費も含めた議員の旅費分の方でございまして、急遽参加、出席ができなくなりました関係で、該当業者からキャンセル料の必要がございまして、補償費で流用させていただきまして、そのキャンセル料を支出を、この分で支出をさせていただきました。御理解ください。（発言する者あり）

○議長（三重野精二君） 次に、２款総務費について、８番、西郡均君。

○議員（８番 西郡 均君） 主要施策の成果説明書を見てください。１１ページですね。

１０ページの議会費を見ていただくと、１億８,６５７万８,１５１円がどのように使われたかというのが、大体これでよく理解できる書き方になってます。

次の１１ページの一番上を見ると、１３億４４８万６,１５９円を決算したにもかかわらず、何とこの中でわかるのは、１２０万円の行政手続システム委託事業だけなんですね。いわゆる目というのは、それぞれ行政の事務事業のあらわすところなんですね。だから、目全体の決算額がどういう事務事業を行っているかというのを、一目でわかるのがこの主要施策の成果説明書で、

パンフレットと同じなんですよ。パンフレットを見せてわけわからんちゅうんじゃ、パンフレットにならんわけですね。

そういう点、事細かに書けというんじゃないんですけども、議会のほうは一応きちっと書いてると。ところが、総元締めの総務の一般管理費がこういういたらくですから、ほかの各課は右にならえでね、皆さんともに皆書いてないんで、それは前回の決算のときに同じこともやっぱり言ってるんですよ。総務課、この一般管理費のとこだけでいったから、ほかの課にもわかると思ってね、ほかの課にも言ったら、「いや、あれは総務課だけのことを言われたんじゃないろう」って、みんなやはり自分のものとは考えないんですね。だから、逐一今から一つ一つの課について言うようにします、きょうは。とりあえず総務の一般管理費。

この中で、一般管理費の決算書のページを最後開いてほしいんですけども、47ページ、一般管理費の中で広告料39万2,700円というのがあります。もちろん、大半が流用なんですね、予備費の。ところが、予備費のところを見てみると、予備費の説明をわざわざしてくれてるんですけども、何ページでしたかね、主要成果の説明書の75ページですね、そこに予備費でこういうふうに使ったという一覧表をずっと出してるんですけども、理由はふるって「発生による」ちゅう理由なんですよ。

発生によるちゅうことは当たり前のことなんですね。なぜ流用したかちゅうのが理由で、流用しなきゃならん事情をここに述べるのが理由だというふうにするんですよ。今までこれですっとだまってきたけん、これですっときよるんやろうけども、これは理由にならんと。次回から書き直せと。なぜこういうことになったのかというのを、きちっと言ってほしいし、次回からはここに理由をきちんと書くようにしてほしいと思います。

48ページに、財政管理がありますね、次のページに。財政管理の主要施策を見ますと、これはあんまり悪いことはねえな。ここはいいか。（笑声）きちっと財政管理で載せてるのが、出資金と財務諸表作成だけなんですね。大半がそれに費やされたということなんで、3も余りないな。財政管理は訂正。

会計管理のところですよ。350万円の決算額で、会計管理というのがどういふのかよくわからんちゅうのが、この説明なんですね。債権者口座修正業務委託料だけしか書いてない。だから、何か1つだけ大きいのを書きやいいちゅう発想なんですね。

これも、ほかのところもずっと変わるんですけども、次の財産管理が最もひどいですよね。1億5,408万2,208円の財産管理費で、主要な管理の業務、事務事業の主なもの、庁舎管理なんですね。ところが、庁舎管理に係ることは、この中には一切載ってないんですよ。こういうことでいいんかと。

ずっとって、電子計算費はどこかな。主要な施策の成果説明書の15ページ、この中に

4,790万7,000円というのがあります。ここも2つだけのけてそれで済ませてるということで、システム開発、あるいは電算運用業務等については全然触れてないんですね。いろいろ載せ方はあると思うんです。

しかし、全部を細かく書くっちゅうんじゃなくて、こういう業務をやってる、内容はこういうのがありますというのを書き方をすれば、そんなにスペースも使わなくて済むにもかかわらず、先ほどから言いますように、何か1つだけ載せちゃいいやろうみたいな考え方が、もう終始貫かれているというふうに思いますが、どうでしょうか。

決算書52ページの諸費っちゅうのになっちゃうのかな。ああ、ありますね。ほかの主要施策の説明では、繰越明許をすべて明らかにしています。予算額に比べて決算額が非常に少ない場合は、繰越明許でこういうのに使う予定だったんだけど、今年度執行できませんでしたというのを書いてるんですけども、なぜかこの主要施策の諸費のところには、それが欠落してるんですね。

諸費はどこか、19ページ。主要施策の成果説明書の19ページのちなみに予算額6億なんぼあるにもかかわらず、決算額3,265万円ってなってますけども、ここ以外は全部繰越明許の説明をして、6億円をこういうふうに繰越明許にしますよというのが載ってるんで、統一性、あるいはわかりやすさからいって、きちっと書くべきだというふうに思いますので、お願いします。

そうですね、以上で1回切ります。

○議長（三重野精二君） 皆さんお諮りをしますが、このまま続行して議事進行をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（発言する者あり）

はっきり言ってください。何かわけわからんような。

○議員（8番 西郡 均君） 今言ったのがこのくらいです。あと残りはずっと3ページありますから。（発言する者あり）

○議長（三重野精二君） それじゃ、答弁を今やってください。それで暫時休憩しますんで。

○議員（8番 西郡 均君） 答弁後でいいよ。

○議長（三重野精二君） 今します。財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 財政課長です。まず、総務費の一般管理費のところ、一目でわかるような書き方っちゅうことでございますけど、これ一般管理費につきましては、もうほとんど人件費が主なものでございます。基本的にこの主要施策の成果説明書については、人件費に係る分については、この詳細な部分については除いております。

この質問に関連することでございますが、これ以降議案質疑等で西郡議員から事業の説明が足りないというような指摘が全般に及んでいるわけですが、私どもとすれば、この成果説明書、これタイトルのとおり主要施策というようなふうにとらえております。ですから、決算書のすべての事業を事業明細というんですか、それを詳細に記したものではありません。

そのために、今決算の認定に当たりましては、それぞれの常任委員会に付託し、そこでそれぞれの担当課長から詳細説明をするということでございますので、この成果説明書については、そこまでは記さなくてはいよいというふうに思っておりますし、事業内容については、常任委員会の部分も含めて十分に説明をされておるというふうに認識いたしております。

それから、もう一点でございますが、昨日小林議員から一般質問で市長が答弁いたしました、20年度から試行的に事務事業評価、これに取り組んでおりまして、今年度対象事業をさらに広げるといふ答弁をいたしました、これに関連いたしますが、ゆくゆくはこの事務事業評価が本格的に稼働した時点で、この事務事業評価表を主要施策の成果説明書にかわるものとしたいというふうに考えております。

それから、次に予備費についてでございますが、この広告料につきましては、秋吉前副市長にかかわるものでございます。

それから、理由について発生によるとか、こういうのじゃだめだという御指摘でございますが、予備費につきましては、一般的には年度途中で新たな経費が生じたと、あるいは、予算総額に不足が生じた場合には、業務執行の効率の観点から、市長の責任において予備費の充用を行うことができるというふうにされております。

実務上におきましても、予備費の充用につきましては、これが生じた場合は市長まで決裁をとりまして、予算上の充用書、これにもその写し、決裁の写しをつけて処理をしてるといふようなことでございます。ここに載せる分はどこまでかということになるんですけど、私どもとすれば、この理由で十分だというふうに認識しております。

さらには申し上げますと、ほかの市町村のこの主要成果の説明書を見ましたが、大体がもっと漠然としておりまして、1款に幾ら充用したとかいふような記載をしてるところもございます。

それから、15番の分はよろしいんですね。いわゆる地方公営企業。

○議員（8番 西郡 均君） はいはい。

○財政課長（長谷川澄男君） はい、わかりました。

それから、ちょっと私のほうで答弁する分につきまして、最初にちょっと順不同で申しわけありませんが、いわゆる繰越明許、それからこれに係る説明が、ちゃんと説明してるところもあるし、ないところもあるというような形で、確かにバランスがとれてないということでございますので、私どもの今後の統一見解としまして、いわゆる翌年度で事業をする場合については、実施した年度でこの成果説明書に載せたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（8番 西郡 均君） 今のでちょっといい。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（８番 西郡 均君） 言うたら回数制限でもう言われんごとなるかな。ならもうだまっちょこう。

○議長（三重野精二君） 続けて。

○議員（８番 西郡 均君） 財政課長、そうすると人件費はせんでいいんだっっちゃうけど、ほかの課できちっとそれまで書きちよるとこあるんですよ。参考までに示した最初の議会費のところを見てほしいんですけどね、よくわかるじゃないですか。こういうこと書かんでいいんち財政課長思うちよるんか知らんけど、やっぱわかるような形で示すっちゃうのが当然だと思いうんですよ。

それで、課によっては非常に丁寧に書いてるところもあります、出先機関も含めて。ところが、基本的な姿勢は今財政課長が言った立場で貫かれてるんですね。何か特徴的なやつを１つか２つ載せればいいということで、予算額、決算額に一切関知しないっちゃうような、それじゃ私おかしいと思いうんですね。

目そのものがそれぞれの事務事業の重要な部分を示しているわけですから、目に対する予算、決算、全体としてこういうのに使ったと。人件費だから載せんでいいっちゃうんじゃなくて、その同和対策なんか人件費は出てないんですよ、１，５００万円。そんなのも載せてほしいんだけど、それは人件費別のところで組んでいるから、載せられただけじゃなくて、せめて載せてる人件費ぐらいはね、これくらいの人件費があるということはきちっと載せるべきだというふうに、あなたたち自身の考えが間違ってると。

それって流用の理由をね、これでいいんだみたいに言ってますけども、それでよくないと言ってるわけですから、所管の委員会で十分議論されると思いますけれども、その前総務部長さんでそういうことを堂々と言う人がいたですよ。もうこちらに任されてるんだからってということで、今度はまた市会議員に出るみたいですけども、ああいう立場で市長の権限で任されてる予備費だから、どこで使ってもいいんだみたいなことを平気で言うようなことじゃ、困るわけなんですよ。やっぱりそれが適切な理由で利用されてるのかどうかっていうのをチェックするのが、私たちの仕事ですから、ふざけた回答しないでください。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 今の質問につきましてお答えいたします。

人件費については、課によってばらつきがあるということでございますので、この後について統一を図ってまいりたいと思います。

それから、予備費についてでございますけど、私どもとすれば、そのように充用表までつくって会計課のほうに送り込んで、それに基づいて支出がされるということで、当然のことながら監査委員さんの審査にも付しておりますし、それに基づいて監査委員の意見で適正であったという

ことを意見書いただいてるわけですから、私はそれは十分にちゃんとそれでいいんじゃないかというふうに考えております。

○議員（８番 西郡 均君） あなたの意見はわかった。それは間違ってるというのがわかった。

○議長（三重野精二君） 総務費について終わりたいと思います。

ここで暫時休憩します。再開は１３時とします。

午後０時１０分休憩

.....

午後１時００分再開

○議長（三重野精二君） 再開いたします。

次に、６款農林水産業費について、８番、西郡均君。

○議員（８番 西郡 均君） これも主要施策の成果説明書なんですけども、ページで言いますと４４ページ、農業振興費の２億９，２４１万８，５７１円の決算をそれぞれ説明してるんですけども、ほとんど大体いいんですよ。そんなに悪いところないんですけども、一番最初の農業振興費ちゅうところが、決算額４５８万円に対して１２６万円しか記載がないということで、事細かに書くつちゅうふうに言うた覚えはありません。概要をきちっとうまくまとめることができないのかと。４５８万２，８８５円の金額が、このように公営事業に使われているというのがわかるような書き方ができないものかと。

要するに、どれかの補助金やぼつぽつと取り出して、これが主要施策ですというような言い方じゃない方法はできないのかというのを指摘してるんですけども、それでいいと言い張る課長も先ほど答弁しておりましたけれども、そこ辺で御意見を伺いたいと思います。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） お答えします。

答弁につきましては、先ほど答弁したのと同様でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、８款土木費について。２０番、吉村幸治君。

○議員（２０番 吉村 幸治君） １０３ページですかね、５項の下水道費、１目の公共下水道費の中の委託料の４５１万５，０００円が、事業計画策定業務ということですけど、これもちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 御質問にお答えします。

事業計画策定業務についてですが、業務内容は挟間処理区における公共下水道事業の方向性を見出すための検討を行ったものです。

詳細な数字を挙げての説明を避けさせていただきますが、地形条件等を勘案し、計画区域を

29通りに分割し、それぞれの区域ごとに経済企画、費用効果分析を行いました。そのうち4通りの計画区域については、集合処理が有利との結果になりました。それらの結果を踏まえ、事業可能性の高いものにつきまして、財政収支予測を行ったものです。

○議長（三重野精二君） 吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） この詳細は、そういう今説明を受けたんですけども、結局はその旧挾間町の公共下水道事業にかかわるその後の事業計画というふうに思うんですけども、結論としてはどういうふうになるんですかね。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 結果的には、長期的な視点に立った費用対効果面では、4通りの計画区域について下水道事業可能との結果が出ております。合併処理浄化槽補助との単純な経済比較では、現状の補助制度の枠組みで検討した場合、市の財政負担は合併処理浄化槽のほうが安くなっております。

公共下水道事業は、適正に使用料や利用者負担など設定することができれば、長期的には収支バランスがとれる事業となりますが、加入金の額や使用料の額については、既存の排水処理事業や近隣自治体とのバランスをとる必要から、低く設定される傾向にあります。また、汚水処理場幹線管路を先行的に整備する必要があるため、初期投資が大きくなります。それに伴い事業開始から約30年間、一般会計からの多額の繰り入れを必要とするという財政収支予測となっております。

○議長（三重野精二君） 吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） この公共下水道事業の決算のときにも質問しようかなと思ったんですけど、最終結論として今費用対効果等が報告、この計画によってわかったということなんですけども、公共下水道事業を進めるということで判断していいんですか。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 質問にお答えいたします。

今、その出した結果をもとに仮に中止する場合には、前にもお話ししましたが、これまで費やした補助事業費の返還の問題とかが生じますことから、現在九州地方整備局の下水道部、それから県の下水道関係の部署といろいろ話を詰めてるところでございます。

今考え方としては、現今の予測では、財政支出等を考えれば、最終的な中止という結論を導いたとした場合の手続のあり方、それから地元の説明の仕方、いろんなことに対して今検討しているところでございます。

なお、大分市と隣接する区域につきましては、先ほど課長も申し上げましたが、由布市として一つの大きな公共下水道の処理場を持つということは、非常にやっぱり大きな財政支出を伴うということで、大分市と隣接する部分につきましては、事務レベルで大分市と逆にそこを大分市に

接続した場合にはどうなるのかということで、検討してるところでございます。

ですから、現計画については、現段階では中止の方向で国、県との調整を図ってるところでございます。

以上でございます。

あわせてその代替措置、もうやめるから何もしないというわけにはいきませんので、それを合併処理浄化槽でやる場合には、どういった補助制度をもっていくのかということも含めて、現在検討してる状況でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 財政課長にお尋ねいたしますけれども、成果説明書を記載してるのはあなたですか。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） ちょっと確認ですけど、この成果説明書を担当してるのは私かという御質問ですか。

○議員（8番 西郡 均君） 記載してるのはあなたか。

○財政課長（長谷川澄男君） いや、記載については、各課においてそれぞれ主要施策のやつ分について上がってきます。それを私ども財政課のほうで中をチェックしまして、ちょっと表現がまずいとかいう部分の部分はチェックをしまして、また再度主管課のほうに返しまして、手直されて上がってきたものをこういう製本化してるという流れでございます。

○議員（8番 西郡 均君） そこで非常に私は気になるんですけどね、あなたのそういう立場だと、成果説明書がますます見えにくくなるんですよ。今だんだん不安になってるんですけどね、成果説明書じゃなくって、もう違う評価何とかいうのに変えるっちゃうことなんで、適当な答弁してるんだろうと思いますけど、例えば土木費総務費の35ページを見ていただきたいんですけども、予算額1億1,901万2,000円に対して、決算額は1億1,385万5,000円何がしということで、いわゆるあなたが先ほど言った人件費を主体としたものが、ほとんど記載されてないから、主な事業としては360万円の急傾斜地崩壊対策事業だけを載せてるんですね。（発言する者あり）53、何ちゅうた。35ちゅうた。目がちょっとチラチラしてるんで、逆に見えました。

だから、こういう説明では説明書にならんと。人件費を載せないんだっちゃうて威張って言うてもどうしようもないわけですよ。その人件費で由布市の土木事業のいわゆる総務管理に当たる部分をここで担ってるわけですから、それをどういうふうに表示するかっちゃうのは、各担当課長の表現力をやっぱ問われるわけですよ。どれか事業を1つ載せちゃきゃそれで済むという問題じゃないんですよ。その課が一体何、どういう仕事をしてるんかと、1年間こういうことや

ってますというのわかるように書かなければ、私最初に言ったように、いわゆるパンフレットなんですよ。

だから、要らん世話やかんでね、各担当課長に任せて、どういう創意工夫でそういう書き方をされてるんか、皆さん議会事務局並みにきちっと書いてるんか、それともあなたが言われるように、適当に書いてるんかっちゅうことをチェックするのはわかるけども、あなたが最初から書かんでいいとか言うたら、だれも書きませんよ。

そしてついでに言いますと、この前のページ、あるいは次のページに、商工会費の継続繰越明許費、あるいは土木費の繰越明許費にかかわる路線名をずっと書いてます。非常にわかりやすいですよ。一体予算はこのぐらいいに対して、決算はこんなにできなかったのはなぜかっちゅうのは、一目瞭然にわかる。

ところが、あなたはさっきの答弁では、もう載せないようにしますっちゅうふうに言いよるわけね。もうあなたの手にかかったら、ほとんどもう主要成果の説明書は、主要成果の説明にならん、もうわけわからんものになってしまいそうなので心配です。

聞かんとすることは以後ずっと同じことなんで、これ以上聞きませんけれども、いま一度考え直してください。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） ちょっと今の御指摘で答弁をさせていただきますと、この成果説明書を作成するに当たりまして、いろいろ前年のときに注意された分をそれを踏まえたところで次の説明書の作成に当たっておるわけですが、今回今西郡議員から各課によってそれぞれ差が大き過ぎるということがありますんで、その辺は次の年度の成果説明書に当たりまして、ある程度財政課のほうから、こういうような方向でというような統一したものを各部課長あてに流したいなというふうに考えております。

繰り越しにつきましては、さっき言いましたように、やはり事業を実施したときに載せると。ただ繰り越しが起きたという形だけでなく、成果ということを考えたときには、やっぱり事業実施したときに載せるのが妥当であろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に9款、消防費について。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 取り下げます。

○議長（三重野精二君） 次に、その他について。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 主要成果の説明書の最後ですね、74ページ、ここに端的にあらわれてるんですけども、公債費の元金、利子についてこういうふうに記載があります。17億3,224万円決算額があって、そして出してるのが公的資金補償金免除繰上償還金の1億

3,000万円だけというような書き方っちゃうのが、いわゆるひどいんじゃないかというふう
に言ってるわけですよ。

だから、ぼっとこれだけ取り上げりゃいいんじゃないやっちゃう発想が、ずっと貫かれているんです
ね。どれか1つだけ載せりゃいいっちゃう。だから、そういう点で言えば、今後についてはきち
んとした基準を示して、そしてそれに基づいてやると。その基準になるものがちょっと多少不安
ですけども、その出されたものをまたもう次、私点検する機会はないかもしれませんけども、
外野からでも意見を述べたいというふうに思います。

以上です。終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、簡易水道事業特別会計について。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） これも同趣旨につき、取り下げます。

○議長（三重野精二君） 次に、公共下水道事業特別会計について。まず、20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 先ほど一般会計の中で若干説明を受けたんですけども、
221ページ、こうした会計が私になりましてから、特別会計の中で項目で上げられてきたわけ
ですけども、当初この事業に対して、即中止だというようなことを市長は報道関係の方に公表さ
れて、今日までずるずるときて、また負担金の6万600円等も納めなければならないような
事態になつとるんですけども、先ほどの4通りの方法ということを調査研究でわかったというこ
とですけど、地元説明会をどのようにしたのか、またするのか。

そしてまた終末処理施設の跡地ですね、このあたりをどのように考えておるのか。それから、
県との話し合いはどこまで進んでおるのか。もしこれを中止した場合に、県にいわゆる補助金返
還がどのくらいになるのか、この3点をひとつお願いします。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 御質問にお答えします。

地元説明会につきましては、大分市との事務レベルの協議がもう少し進展してからということ
で考えておりまして、それが状況としてもう少しはっきりした段階で地元説明会には入りたいと
思っております。

2点目の跡地利用でございますが、正式な中止ということになりますれば、できるだけ有効利
用を図るという観点から検討するという必要があろうかと思っております。

県との協議につきましては、大分市との事務レベルの協議を待って、国土交通省にもお話しに
行くという段取りになっております。その後に地元説明会という段取りを考えております。

続きまして、補助金の返還についてでございますが、今後の進め方いかんによっては、補助金
の返還が必要な部分と、必要でない部分とが出てくるとおられますので、できるだけ由布市とい
たましましては、補助金返還がない形を模索してまいりたいというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 吉村幸治君。

○議員（２０番 吉村 幸治君） この事業に関しましては、タイムリミットの的なものが示されてきたと思うんですよね。それが今日まで引き延ばしてきておるわけですが、タイムリミットをいつまで設定しておるのか、そしてまた今その払うお金が少なくなるようにしたいというふうなお話ですが、大体どのくらい返還しなければいけないのか、概略でいいですが教えてください。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 今手続を進めておりますのは、以前大分県の事業評価委員会で中止という答申をいただいております、しかしながら附帯意見として引き続き継続について検討しろということと、地元の理解を十分に得ることという附帯意見が２点ついております。現在由布市といたしましては、その答申に基づき再開に向けてのあらゆる可能性を今検討していると。もう一点は、今後地元説明を行い、由布市の排水処理に対する考え方について市民の理解を得るという２点をクリアいたしまして、その後、再度再評価委員会で報告をいたしまして、正式な中止という形をいただきたいというふうに考えております。

その結果、補助金の返還が幾らになるかということにつきましては、国との協議になるということでございます。

○議長（三重野精二君） 吉村幸治君。

○議員（２０番 吉村 幸治君） 金額はわからないの。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 金額につきましては、現時点でお答えできるだけの材料がございませんので、返答は控えさせていただきます。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 私のほうから少し補足させていただきます。

完全にこちらが一方的な理由でもうやめますよと言った場合には、基本的には国のほうはこれまで費やしたお金を全額返してくださいということで、利子等も含めると１０億円を超えるという額になるということでしたが、要するに公共事業再評価委員会、時代の流れの中でやっぱり財政的に非常に厳しいとか、いろんな効果的な整備なのかとか、いろんなことも含めて評価委員会でいろんな附帯意見をこっちがクリアした上で中止ということになれば、その金額は大幅に削減されるというふうなことを聞いておりますので、そういった点について現在国土交通省、県と調整をしてるところでございます。

また、先ほど言いましたように、大分市との事務レベルの協議ということで、現在の方式としては一旦廃止をしますが、今後その隣接する市町村との協力によるそういった処理形態というの

が、一部確立できれば、これは非常に効率的になるということで、その線についても並行して検討してるところでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 同趣旨につき取り下げいたします。

○議長（三重野精二君） 次に、農業集落排水事業特別会計について、まず20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 233ページ、この委託料の漏水調査ですが、何ページでしたかね、233でいいんですかね。この不明84万円ですか、調査をしたということで、この説明のときに残る管路を調査したんだけど、異常はなかったと。東長宝の施設においてですね、なかったということですが、結局これをどう結論づけるのかということですよ。

特に3つの農排水施設があるわけですが、この施設に限っていわゆる処理能力を超えた汚水がその中に入ってくるということで、調査が始まったかと思うんですよ。その1つの原因が、雨水等が入ってくるんじゃないかということで、管の調査を始めたと思うんですが、異常がなかったということであるならば、どう結論をつけるのかということが1点と、この下水道というのと、この農排水というこの違いですね、農排水というのの主たる目的、私はちょっと下水道と違うんじゃないかと思うけども、その辺の農排水の趣旨、これを2点目にお伺いしたい。

それから、この施設に限っては、庄内、挾間にそれぞれあるわけですが、料金の徴収体制が旧町ごとに異なるようですが、この施設に限っては222戸の加入者がいるということですが、この加入者の内訳はどのようになっておるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 環境課長。

○環境課長（溝口 博則君） では、環境課長です。御質問にお答えします。

まず、1点目の件ですけれども、20年度当初予算で一応予算をつけていただきまして、現在なお調査を続けておりますので、この決算の漏水調査と含めまして20年度のこれまでの経過等を含めて御説明したいと思います。

先ほど議員も言われましたように、不明水があると。雨の流入によって、例えば木だとか葉っぱだとか入ってくると、何らかの不明があるんだろうということで、本格的には19年の6月から開始してるわけですが、20年におきましてそれぞれの接続ますどうなってるのかと。実際に極端には、例えば屋根の雨どい、雨からのといが接続されてないとか、泉水からの流入はないんだろうかというような個別の調査というのが漏水調査の84万円で計上してる分でございますけれども、それと同時に、総管路延長9,911メートルほど管路がありますけれども、その中でも特に流量がマンホール開口によって確認されました2,520メートルにつきまして。

この分を一応団体営の調査設計事業ということで、土地連のほうの事業に載せていただきまして、カメラの管路の調査、ひょっとしたらどこかで大きなものが入ってきてるのではないかということで調査を行ったと、これが20年度の決算で、漏水調査84万円と19節の負補交で上がってきております92万6,000円という内容でございます。

その結果、管路についてはカメラ調査の結果では異常がなかったと。それから、戸別調査の排水ますの関係では、確かに幾つか泉水から取り入れられているところもありましたけども、それを解決できるだけの原因は見つからなかったという結果でしたということで、決算のときにも御説明したわけですが、20年度の当初予算で予算をつけていただきました。

では、原因は何なのかということで、果たして本当に不明水なのか、あるいは原因のある水なのかということで、今現在調査を行っているところでございます。

現在、今6月までの調査につきましては、各項御存じかと思いますが、先ほど言いましたように料金体系が違っておまして、庄内は人頭制ということをとっております。個人についても、事業所についても、何人というような形でやっております、実際に本当にどのくらい入ってきてるのかということがわからない状況がありましたので、ひょっとしたら本来の正しい数字になってるのかもしれないと、不明水ではないのかもしれないということで調査を進めてまいりました。

戸別に1軒1軒それぞれますの調査については、必ずしも立ち会いはなかったんですが、今回すべて連絡とりまして、1軒1軒に立ち会っていただきまして、水道がどういうものが流れてきているのか、表流水はとってないんかとか、あるいは温泉はつながってるのか。じゃあ、その量はどのくらいなのか。量が計測できなければ、ストップウォッチとバケツを持って行って簡易ではありますが、1軒1軒を測定して回りました。

一応この調査につきましては、一応4月ではほぼ接続してる個人については、一応終了いたしました。おおよその推計も出てきております。それと、事業所につきましても、事業所の協力を得まして1軒1軒事業所を回りました。

きのう西郡議員からも言われましたインタープリンツもつきます。やはり管路がなかなかわからないところがありましたので、色粉等を流して、それが農集のほうに流れてきてないか、どこに流れてるんかというようなことで調査もやってきました。

中には、一部床の排水がつかぎ込まれてるのもありましたので、その時点で切りかえてくださいというようなこともやってまいりました。

その調査等をやっていく中で、流量の同時に実際の流量も測定しております。この施設につきましては、実際の流入量をはかる計器がございません。処理量がわかります。だけど、その中には例えば処理に当たって変質汚泥だとか、中間水を抜いたり、汚泥を引き抜いたりということで、

本当に処理量イコール流入量なのかというところがありますので、実際に流量計を設置いたしまして、同時に雨量情報もとりながらその推計と比較をしていくということでやっております。

ただ、この流量計の解析には、非常にこのマンホールが副管という形をとっておりまして、非常に計測が難しいということで、三角ノッチを応用した計測をやっております。これマイクロチップを埋め込んでおりまして、計測期間が終わった後、このマイクロチップを取り出しまして、コンピューターによる解析をやるということで、これがちょっと時間がかかっているということで、その比較がまだちょっとおくらせているということでございます。

その中でもう一点、私どもも気づいてきたのは、非常に温泉、よそにはないんだけど、庄内には温泉が接続されてます。これが調べていきましたら、思いがけないところで接続され、農集のほうにつながれているということもわかってきました。これによって今度は温泉のほうもやはり実態把握する必要があるということで、一応今回農業集落排水の運営委員さんに今なっている、受益者代表の方とお話ししまして、一応了解がとれましたので、今温泉の水系量と実際がどうなのかということを今度やってみようということで、今週金曜日ですけども、9月18日夜7時から19日土曜日の19時まで、24時間温泉をとめてくださいと。それには協力していただけるということになりましたので、実際に温泉を24時間とめてみて、実際にその量がどうなっているのかということで、この温泉量等も解析を進めていきたいというふうに考えております。

ただ、この解析にはちょっと時間がかかりますので、温泉解析にはひよっとすると多分早くても10月末ぐらいにはなるのかと思いますが、この温泉の解析ができると、ほぼ全体像が見えてくるのではないかなというふうに思っております。その時点で最終的に今後どういうふうに解析結果によってやっていくのかということを考えていき、また最終的には市長の判断等も求めているというふうに思っております。

それから、2点目の下水道と農集排はどういうふうに違うのかということですが、農業集落排水というのは、あくまでも農村環境整備ということが目的でございます。普通の公共下水道とは違いまして、いわゆる農業振興地域内の農村環境、衛生的な環境を図りながら、同時にまた営農のための必要な水ですね、用水路の確保だとか、そういう環境整備を図るということでつくられているのが、集落排水施設ということになっております。

それから、料金形態の中ですけども、庄内では先ほどちょっときょうデータ持って来ておりませんが、一応固定人口と、それから流入人口、いわゆる事業所も入っておりますけども、その事業所によって接続されております。今のところ計画では860名ですか、個人860名と事業所が104だったと思いますけども、その事業所が今現在接続されてると。

ただし、この計画ですけども、設計段階では一応人槽算定については、一応し尿をJISの工業規格の中でし尿浄化槽の人槽算定基準というのが、建設省の告示にありますけれども、それ

で算定されておるんですけども、今の使用料調定においては、それとは若干異なった表を条例で制定してるところもあります。これも置きかえて今のところ解析を行ってる状況ですので、またその辺のところがもしちょっときょうはその辺の資料は、準備しておりませんでしたけれども、もちろん必要であれば、またお届けしたいというふうに思います。

○議長（三重野精二君） 吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 担当の課でこの不明水追求には、ひとつ十分時間をかけていただきたいなと思っております。

先ほど言ったように、やはりその処理能力を超えたものが入ってきておるということのいわゆることから、この調査が始まったと思うんですね。それで、104件の事業所、それから860の個人と、そしてその中に温泉が入るとるんじゃないかなというふうなことはわかりつつあるっていうんですけども、これを利用するときには、やっぱし市長のこの承認を得なければいけないということが決まりにあるんですよね。

だから、どういうことの方々が市長の承認を受けておるのかということを調べれば、明らかにおかしいなという部分も見えてくるんじゃないかと思うんですけども、非常にこの問題は、この地域は非常に商業地域的な部分が非常に強くなってきておりますから、農集としての当初の趣旨を若干逸脱したようないわゆる形態になっておるんじゃないかということを危惧するわけです。

私もこれ最後の質問になろうかと思えますけども、これを答えを聞くまでに、これ任期が終わってしまうということは非常に残念ですけども、できるだけこの期間中に担当する委員会は、調べてほしいなというふうに思っております。

それから、同僚議員が一般質問の中で言うておりましたけども、運営協議会とかそういうものが開かれなかったということなんですが、こういうものこそ、やはりその委員会の中で現状を説明する中で、問題追求を私はして、そしてその委員会の中で承認された決算書なり予算書が、この本会議の中に上がるべきだというふうに思うんで、今後そうした協議会のあり方も含めて、ひとつ適正に運営されますことをお願いしておきたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 次に、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 所管事項です。

○議長（三重野精二君） 次に、財産に関する調書について。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 財産の調書の説明でちょっと気になったんですけど、増減のところを前回は決算書の関係上、各決算で公有財産の購入をそれぞれ上げてます。だから、当然購入した増と廃棄したマイナスがあるわけなんですけども、そのプラス・マイナスして増減で一括してここに表記するっちゃうのは、私は間違ってるというふうに思うんですよ。

口述説明では、きちっといくらふやして、いくらマイナスして、プラス・マイナスなんぼです

っちゅうこと言いよったんですけどね、今回は議長が余りにも決算説明を急ぐもんですから、それさえも省いてしまって、結局公有財産で特に車両等について、ほかのもありますけど、何台買って何台廃棄処分したかっちゅうことを何も言わんまま過ぎてしまったんで、ぜひそこ辺のやつを説明いただきたいというふうに思います。

○議長（三重野精二君） 契約管理課長。

○契約管理課長（渡辺 定君） 契約管理課でございます。西郡議員の御質問にお答えします。

調書の物品の決算年度中の増減でございますが、御指摘のとおり、私の説明不足でございまして、そのことを御指摘と受けとめております。次回からは移動の明細がわかるように対処したいと考えております。

ちなみに、この場で申しわけございませんが、詳細につきましては乗用車が年度内に5台ふえまして、2台の減ということで、決算年度中増減高が3台の増となっております。また、貨物車でございますけども、これにつきましては1台の増でございますが、8台の減ということで、同じく7台の減ということでございまして、最終的には合計で4台の減になってございます。

大変申しわけありません。次回からは先ほど言いましたように、何らかの形で明細がわかるように対処したいと思います。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） それと、ゼロのものを無理に書かにならんのかっちゅうのと、前の年の起債分ですね、次のページの基金の分。家畜導入事業資金供給事業基金、もともともう廃棄したやつなんでね、こういう何か残しとく理由があるんですかね、これ。

○議長（三重野精二君） 会計管理者。

○会計管理者（佐藤 利幸君） 御指摘のとおりでございます。載せんでいいものは載せないようにしたいというふうに思います。

○議長（三重野精二君） 以上で、認定第1号についての質疑を終わります。

日程第24、認定第2号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第24、認定第2号を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） これ代表監査委員に聞きたいんですけどね、前回でも御指摘いたしました。その水道料金払ってないから払えと、給水停止もやむを得ないという言い方してましたけども、払うに払えない世帯っちゅうのが実際にあるんですね。全国的には生活困窮者といいます。そういう人たちが多く町営住宅にも入ってます。それに対する配慮が全くないと。原課は

真剣に取り立てようとするのは、その気持ちはわかりますよ。しかし、監査委員としては住民の立場に立って、由布市は特にひどいんですけども、減免規定がそれぞれの条例にあるにもかかわらず、家賃にしる、水道にしる、農集の料金にしる、減免規定があるにもかかわらず適用してごくまれなんですよ。ほとんどいないんですよ。それが他の市町と違うところでね、そういう住民全体的な視野に立って、適切なそのアドバイスをすべきじゃないかっていうのが、私の前回の意見だったんですけど、一切そういうことは耳も傾けん、取り合いもせんっちゅうような立場を今貫いてますよね。今度の意見書にもそれ全然ないし、ましてやさらにまた料金値上げを云々、かんぬんとか言って、その繰越剰余金があるにもかかわらず、そんな脅迫までしとるんですね。

私が特に聞きたいのは、納めるに納められない生活困窮者に対するそういう視点というのは、監査委員は持つことができないんですか。

○議長（三重野精二君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員、佐藤です。8番議員の質問にお答えいたします。

その生活困窮者についての徴収の方法、それについても、監査のときをお願いをしてございます。といいますのが、督促、あるいは給水停止の通知をしたとき、必ずその担当課に出向いて協議をしてもらおうと、そういうことがなされてないのが実情です。担当課としても、生活困窮者であるかどうかの把握が困難なようです。そのところを十分に検討もすべきではないかということも、意見としては口頭で述べております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 私も数年間子ども時代生活保護家庭でした。払うに払えないとなると、相談にも行けないという状況がずっと続くんですね。やはり一銭もなくって、出て来いって言われても、何で出て行くかっちゅう問題もあるんですけども、それを研究するようにっちゅうことで、そこ辺も含めた研究ならいいですけども、呼びつけて相談にのって、そして事態を掌握するっちゅう一方的なやり方っちゅうんじゃないくて、やっぱり実態把握っちゅうのはいろんなやり方があるんでね、そこ辺まで配慮した何ちゅうかね、行政サービスっちゅうんですかね、思いやりというんですか、そこ辺を私は望んでるんです。

特に由布市の中では、挟間のときもそうだったんですけども、住宅減免に至っては、たった1件しかないということですね、ほとんど家賃の請求しても払えない状態で、高額な滞納がどっと出る。水道も同じです。もちろん、払うことができるのに、平然としてる輩も確かに中にはいます。そういった人たちに対しては、もう厳罰にきちっとやるっちゅうのは当然のことなんですよ。

なんかそれを一緒くたにしてるような気がして、どうもしょうがないんですけども、ちなみに前回差し押さえを受けた人の話を聞いてみると、収納課は監査委員が言うから、これをやったん

だっちゅうふうに言ってるわけですね。だから、監査委員は一方的にいろいろ言ってるんじゃないかと私は思うんですけど、どうなんですかね、そこ辺で血の通った思いやりのあるような、そういう指導っていうのはされてるんかどうか、いま一度お願いしたいんですが。

○議長（三重野精二君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員、佐藤です。8番議員の質問にお答えいたします。

当然にして滞納すれば、条例、法令に基づいて処置しなきゃいけない、それは当然でございます。その範囲を逸脱しないように、収納の体制を整えてくれと、そういうお話もしてございますので、むやみに行き過ぎた行為ではないのではないかと考えております。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 私がこれまで接した中では、もうむやみに行き過ぎたのが散見されて見られます。もうひどいのになるとね、前にも言いましたけども、生活保護を平気で打ち切ってね、その子どもを登校拒否のままにしておくとか、いろいろあるんですよ。そういう意味では、一方的な短絡的な監査指導じゃなくて、やっぱりそこ辺の包容力のある監査指導を、ぜひこれからもお願いしたいというふうに思います。

○議長（三重野精二君） これで認定第2号についての質疑を終わります。

それでは、報告第7号から報告第9号まで、議案第71号から議案第88号まで及び認定第1号から認定第2号の合計23件の案件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。各委員会での慎重審議をお願いいたします。

_____ . _____ . _____

○議長（三重野精二君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、本日の予定はすべて終了しましたので、明日10日予定の本会議については、考案日といたします。

次回の本会議は18日、午前10時から、各委員長報告、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

午後1時46分散会
